

大阪市規則第107号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（勤怠による基準昇給号給数の調整） 第15条　〔略〕 2　前項各号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。 〔(1)～(8)　略〕 <u>(9)　地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業（1日単位のものに限る。以下「育児部分休業」という。）</u> <u>(10)～(13)</u>　〔略〕 （復職時等における号給の調整） 第27条　休職を命ぜられ、若しくは法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、派遣をされた職員、<u>育児休業をして</u>	（勤怠による基準昇給号給数の調整） 第15条　〔同左〕 2　〔同左〕 〔(1)～(8)　同左〕 〔新設〕 <u>(9)～(12)</u>　〔同左〕 （復職時等における号給の調整） 第27条　休職を命ぜられ、若しくは法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、派遣をされた職員<u>若しくは育児休業</u>

いる職員若しくは育児部分休業をしている職員が職務に復帰し、又は病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）、介護休暇若しくはやむを得ない事由によるものとして総務局長が定める欠勤のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職を命ぜられた期間、専従許可の有効期間、自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間、派遣をされた期間（以下「派遣期間」という。）、育児休業をした期間、育児部分休業をした期間、休暇の期間又は欠勤のため勤務しなかった期間を別表第7に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、総務局長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第7（第27条関係）

休職等の期間	換算率
[略]	
[育児休業をした期間]	[略]
<u>育児部分休業をした期間</u>	<u>3分の3以下</u>
[略]	

をしている職員が職務に復帰し、又は病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）、介護休暇若しくはやむを得ない事由によるものとして総務局長が定める欠勤のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職を命ぜられた期間、専従許可の有効期間、自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間、派遣をされた期間（以下「派遣期間」という。）、育児休業をした期間、休暇の期間又は欠勤のため勤務しなかった期間を別表第7に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、総務局長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第7（第27条関係）

休職等の期間	換算率
[同左]	
[育児休業をした期間]	[同左]
[新設]	
[同左]	

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 9 月 30 日 掲 示 済)